

金城学院大学大学院研究員規程

(1990年12月13日制定)
最終改正 2000年1月31日

(目的)

第1条 この規程は、金城学院大学大学院（以下「本大学院」という。）において研究を希望する者にその機会を与え、学術研究とその能力のいっそうの向上を図ることを目的とする。

(受入れ)

第2条 本大学院は前条の目的を達成するため、大学等の教職員、公共機関又は企業の職員、あるいは個人の希望に応じて、研究員を受け入れることができる。

2 大学等の教職員は、客員研究員と呼ぶ。

3 その他は、研究員と呼ぶ。

(出願・許可)

第3条 出願を希望する場合、出願者個人又はその所属する機関の長の研究願に、関係書類（最終学校の修了証明書、及び履歴書）を添えて、指導を希望する教員の承諾を得た上、当該研究科長に申し出るものとする。

2 学長は、当該研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

(研究員料)

第4条 研究員は、研究員料を納付しなければならない。

2 研究員料の金額は、別記のとおりとする。

3 実験、実習に要する費用は別に徴収する。

4 客員研究員には、当該研究科委員会の議を経て、研究員料の納付を免除することができる。ただし、研究上必要な諸経費は、本人の負担とする。

5 納付の免除は、学長の推薦を経て、学院長が決める。

(納付期限)

第5条 前条に掲げる諸経費は、定められた期日までに前納するものとする。納付後は、いかなる理由があっても返還しない。

(奨励研究費)

第6条 指導教員の奨励研究費として、研究員料の80パーセントを交付する。

2 奨励研究費に関する細則は、別にこれを定める。

(寄付金の採納)

第7条 研究員の受け入れに関わる寄付金の申し出がある場合、申出者の意思を尊重して、奨学寄付金として受け入れることがある。

2 奨学寄付金は、指導教員の奨励研究費として交付する。

3 奨学寄付金に関する細則は、別にこれを定める。

(研究期間)

第8条 研究期間は1年以内とする。

(研究期間の延長)

第9条 研究期間の延長を希望する場合、研究継続願を期間満了1カ月前までに提出するものとする。

2 学長は、当該研究科委員会の議を経て、研究期間の延長を許可することができる。

(研究報告)

第10条 研究員は、研究報告書を研究期間満了後1カ月以内に当該研究科長のもとに提出するものとする。

(特典)

第11条 研究員は本大学院の諸規則に従って、本学の施設及び設備を利用することができる。

(許可の取消)

第12条 研究員が本大学院の規則に違反したとき、又は疾病その他の事由により研究を継続することが困難と認められた場合は、学長は、当該研究科委員会の議を経て、研究員の許可を取り消すことができる。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、各研究科委員会及び大学院委員会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。

附 則

この規程は、1991年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1994年10月17日から施行し、同年4月1日に遡及して適用する。

附 則

この規程は、2000年4月1日から施行する。

別記

研究員規程第4条による研究員料

月額	5,000円
----	--------